第２回小牧市障がい福祉計画等策定委員会　議事録

日　　時	令和８年９月２８日（月）　午後２時から
場　　所	小牧市役所東庁舎５階　大会議室
出　席　者	委　員　中尾委員、位田委員、黒田委員、丹羽委員、吉田委員、 野垣委員、川崎委員、小木曽委員、舩越委員、脇田委員、 夏目委員、鈴木委員、舟橋委員、松浦委員、森島委員、 宮腰委員 オブザーバー　田代地域アドバイザー 事務局　福祉部長 江口、福祉部次長 山本、障がい福祉課長 浅野、 障がい福祉課障がい福祉係長 丹羽、障がい福祉課 伊藤、 株式会社エディケーション　林氏
会議の公開	公開
傍　聴　人	１人
次　　第	１　あいさつ ２　議題 （１）障害福祉サービス等の実績及びアンケート結果の報告について （２）障害福祉サービス等の給付費見込量について ３　その他

事 務 局：定刻になりましたので、ただいまより第２回小牧市障がい福祉計画等策定委員会を開催いたします。また、はじめに報告させていただきます。当委員会は、「小牧市審議会等の会議の公開に関する指針」の規定により、公開とさせていただいております。なお、議事録につきましては、本市ホームページに後日公開をさせていただきますので、ご承知おきください。次に、配布資料を確認させていただきます。

＜資料確認＞

１　あいさつ

事 務 局：会の開催に先立ちまして、福祉部長の江口よりご挨拶を申し上げます。

福祉部長：皆様、こんにちは。本日はお忙しいところ、第２回小牧市障がい福祉計画等策定委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の福祉行政の推進に関しまして、多大なるご理解とご協力を賜っておりますことをこの場をお借りしてお礼申し上げます。さて、本日の会議ですが、資料が多くて大変申し訳ございませんが、前回の策定委員会以降に実施いたしましたアンケートの結果を報告させていただきながら、最終的には本計画で定めることとされている資料６の成果目標及び資料７の障害福祉サービス等の給付費の見込量を中心として進めさせていただきたいと考えております。計画につきましては、基本的には国が定める指針等に沿った内容とはなりますが、当事者やご家族等が安心して障害福祉サービスをご利用していただける計画にしてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をいただければと思います。それでは、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事 務 局：ありがとうございました。なお、現在、傍聴者が１名となっておりますので、ご報告申し上げます。それでは、以後の議事進行につきましては、中尾会長にお願いしたいと思います。中尾会長、よろしくお願いいたします。

中尾会長：本日のこの会議にお集まりいただいている皆様の役割は、アンケートの結果報告などを基に、３年後を見越してどの障害福祉サービス等を増やしていくのか、あるいは減らしていくのかを考えるということです。主に見込量を決定するということになりますので、その辺りを念頭におき、皆様から忌憚のないご意見をいただきたいと思います。数字を見ていてもなかなかわかりづらいところもあろうかと思いますが、感覚に基づくものでもよろしいかと思います。現場で働いている方もいらっしゃると思います。このような方たちが増えている、またはこのサービスはこれまでは多かったかもしれないが今は少し減ってきているなど、そんな現場感覚などについてご意見をいただけると、それを汲み取って計画の中に入れていくことができるため、よいと思います。ぜひ公募委員の方も、身の回りに起きている身近なところからご意見くだされればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

２　議題

（１）障害福祉サービス等の実績及びアンケート結果の報告について

中尾会長：それでは、議題１「障害福祉サービス等の実績及びアンケート結果の報告について」事務局より説明をお願いいたします。

＜事務局説明＞

中尾会長：事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

位田委員：いくつか質問がございます。今回、この委員会で見込量を決めていくことになりますが、例えば見込量として決めた数字について、実際にその年になった時に希望者が多くてそれを上回ってしまうとしても、それは許されると考えてもよいのですか。

中尾会長：はい、今の資料２で事務局からもご説明をいただきましたが、計画と実績にかなり差異があって、計画の数値を上回る実績があるものもあります。

位田委員：それでも大丈夫ということですね。例えば見込量が決まっているので、あまり実績を増やしたくないということで、窓口で利用を抑制されるということは起こり得ないものということですよね。

中尾会長：はい、これまでお聞きしている話を踏まえて、やらないと信じております。

位田委員：小牧市は非常に頑張っていただいていますし、アンケートもとても大変だったと思います。今回こういった資料を初めてしっかり読んでみて、いかに障がい福祉の世界が幅広いか、ケースが非常に多岐にわたっていて、それを把握したうえで様々な取組を行っていただいていることに対して、改めてすごく感謝しています。いつも頑張ってくださってありがとうございます。それで、質問ですが、資料２の11ページの地域生活支援事業の中で、必須事業と任意事業というように分かれていますが、これは国が決めているものなのか、それとも小牧市がこのように分類をしていて、力の入れ方の比重を変えているのでしょうか。

中尾会長：これは法律上そうなっているという理解でよいかと思います。必須事業は法律上やらなければいけないもので、任意事業は各市町村によってやるかどうか検討するものということです。

位田委員：任意事業については実施していない市町村もあるかもしれませんが、小牧市はこれだけ実施していただいているということですね。ありがとうございます。次に、21ページのあさひ学園の利用者数が、令和５年が一番多く、増減しながら減少傾向にあるかと思いますが、その理由がもしわかればお聞きしたいです。

事 務 局：あさひ学園の実績の推移について、正直に申しますと正確な理由というものは把握しておりません。なぜかと言いますと、入園希望がある方に対しては、あさひ学園の方で職員が面談をさせていただいています。その結果で入園について決定していくことになりますが、基本的に私どもとしましては入園の拒否ということはしてお

らず、申し込みがあった方については利用許可証を発行しておりますので、実績としてこのような数字になっていると思っております。

鈴木委員：お母様方に伺うと、例えば働いていらっしゃるなどの理由で母子通園が難しくなり、あさひ学園の継続が難しいという声が非常に多く、産休や育休などで休まれていた方が働かなければいけなくなる頃とあさひ学園に行かなければいけない時期が重なって、その時に母子通園が難しいと、児童発達支援に行かれたり、通所しないでそのまま何年も経ってしまうという方がいらっしゃいます。私が現場で感じていることとしては、母子通園できない方が漏れていると思っています。ですので、恐らく働くお母様が増えていらっしゃることで、結果としてあさひ学園の利用が難しくなられている場合がほとんどではないか、ということを実感しています。

事 務 局：その理由も確かに一つあるかと思います。実績で申しますと、資料２の18ページに児童発達支援について記載しておりますが、こちらの表の利用児数のところを見ていただきますと、令和５年度から右肩上がりで上がっております。あさひ学園はご承知のとおり母子通園が原則になりますので、働かれている方が増えている昨今ですと、児童発達支援の利用が増えているという状況になるかと思います。

位田委員：次に、資料４の９ページで、障害者手帳不所持の方のうち、障がいのあるお子さんの方ではどのようなケースがあるかわかる範囲で教えていただきたいです。程度が軽い、いわゆるグレーという関係で取れないのか、どういった方々なのかもしわかればお聞きしたいです。

事 務 局：今回、アンケートの対象とさせていただいた方としては、障害児通所支援等のサービスを受けられている方で、障害者手帳は持っていないものの、お医者様の診断書によって療育の必要性があるとされサービスを使われている方が一定数いらっしゃいます。その方が「不所持」に含まれています。それぞれの方の状況というのは分かりかねる部分があります。

鈴木委員：現場の話になりますが、手帳に関しては、グレーではなく持ってもよいほどの状況がある方の中で持ちたくないという思いの方がたくさんいらっしゃいますし、逆に持たなくてもよいだろうという方で持ちたいという方もいらっしゃいます。医療費が無料なので必要性をそこまで感じないということと、手帳をもらうにあたっては診断書がいるので、そのために診断書料が必要になり、さらに更新にも費用が必要となります。費用が必要となるので、お母様方にとっては医療費も無料で、どうしても手帳の診断書は多少値が張るので、躊躇される方もいらっしゃいます。一方で割と気軽に取られる方もいて、そのあたりに大きなアンバランスさがあるのと、後は以前お話ししたように学校で取るように言われる方も時々いらっしゃって、それが本当に妥当なラインなのかどうかということは難しいところで、どういう形の基準がよいのかということは、本当に難しいなと常々思っているところです。やはり

費用と、手間と、持つべきかどうかということと、持ちたくないという抵抗感というものがあって、それぞれの方にとっての事情があるのだろうと思います。

位田委員：同じような質問ですが、資料４の14ページで、大人の方で障害支援区分認定を受けていない方でも障害福祉サービスが利用できるのでしょうか。

事 務 局：就労系のサービス等であれば区分認定を受けていなくてもサービスを受けることができるので、この中に含まれています。

小木曽委員：見込量やアンケートの結果の中で、子どもについては放課後等デイサービスの供給量を増やしてほしいというニーズが表れていたかと思います。資料を見ていると、利用されている放課後等デイサービスの市内事業所数は増えている、でも足りておらず市外の事業所の利用も増えていて、利用量が増えているという記載になっていますが、例えば一宮市などでは総量規制が行われたりしています。やはり提供する事業所自体が増えている中で、それらすべてが適切に支援を行っているのか、そうではない事業所もあるのかということは、この数字だけでは把握しきれないところがありますが、明らかに様々なところにつくられていることを考えると、これは次の議題の内容かもしれませんが、総量規制の実施についての考えというところは、就労継続支援Ｂ型もそうですが、この計画に盛り込まれていくのかどうかというところを確認させていただきたいです。また、先ほどの障害支援区分について、相談員の立場から言うと、ヘルパーの利用やグループホームへの入所といった場合には区分認定を受ける必要があります。この数字だけでは見えてきませんが、区分が高い人を優先する事業所があったり、ニーズのある方、例えば知的障がいのある方や精神障がいのある方の区分２、３の方であれば逆にサービスを提供したがらないという事業所もある中で、区分が低いともっと高くしてほしいと言われる場合もある、という矛盾があります。先ほど鈴木委員がおっしゃった、こどもでも取りたいけど取りたくない、逆に取る必要はなくても取りたいという人がいるということも含めて、そうした矛盾を計画の冊子だけで把握することは大変だと思いますが、やはり適切な人に適切なサービスを提供するために何が必要か、という見込量をここでは議論していかなければいけませんので、着地点は非常に難しいと思いますが、我々も委員として適切なところを考える必要はあるだろうと感じています。

事 務 局：先ほど総量規制のお話がありましたので、議題２で説明予定の部分を先にお伝えさせていただきます。小牧市の場合には、今回の計画の策定にあたり地域差の是正に関する要請の対象として、就労継続支援Ａ型と放課後等デイサービスの２つがあります。この要請の中身には２種類あり、いわゆる要請１と呼ばれるものでは、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画において定める必要な量の見込みの算定に際して、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合には、全国平均の伸びにとどめて算定することが求められています。この要請１に当てはまるのが、放

課後等デイサービスです。要請２については、いわゆる総量規制の対象になる可能性があるもので、小牧市の場合は、就労継続支援Ａ型と放課後等デイサービスが対象です。

黒田委員：障害支援区分認定のことですが、私の子どもは施設に通っておりまして、年齢の関係もあるのかもしれませんが、区分がやはり重くなっていきます。やはり区分が重い方が施設にとっては加算があるということで、区分を重くするというううわさを聞いたことがありまして、そんなことはされていない、しっかりとやっていただいているとは思っているものの、そういう話が気になって、この区分認定の有無というのは何だろうかと親として思ったものですから、やはりしっかりとみていただいて、しっかりと適切な区分認定をしていただきたいと思っております。

事 務 局：障害福祉サービスには大きく分けて介護系のサービスと訓練系のサービスの２つがございますが、障害支援区分については、まず介護系のサービスをご利用いただく方かどうかというところで、介護の必要度だけではないですが、そういったものを測るものさしということで障害支援区分がございます。ですので、先ほどもお答えさせていただいた、就労系のサービスなどの訓練系のサービスについては介護ではございませんので、そういったものについては、障害支援区分は必要ないということになります。では介護系のサービスはどうかというと、例えば居宅介護、いわゆるホームヘルプや施設入所、通所で言いますと生活介護などといったものが、介護が提供されるサービスということで障害支援区分が必要でございます。障害支援区分については、サービスを使うことができるかどうかというところがまず一つの行政側の視点になります。そして、先ほどのご発言のように、事業者の方々からみると、やはり区分が重い方、区分６が最も介護や支援の必要性が高い方ということになりますが、当然区分１の方に比べれば２、３、４と数字が大きくなるにつれて支援量が必要だということになりますので、それだけ１日あたりの報酬が高くなるような形になります。ですので、もっと区分を重くした方がよいのではないか、というような見方をされる場合もございます。そういった中で、小牧市としては、やはりどの方も同じ基準での判定を審査会の方にお願いをしまして、そのあたりを踏まえて市として結論を出させていただいております。人によってばらつきがあるといったことはございません。ただ、概ね３年に１度の障害支援区分の更新になりますが、調査と医師の方の意見書の２つを持って判定を行いますので、その時によって前回よりも重くなった、軽くなったというようなことは場合によってはあろうかと思います。そういうことも含めて、利用者の方にも、支援者の方にも、事業者の方にもご理解いただきたいと思います。

舟橋委員：地域生活支援事業の相談支援事業について、７つの事業所で年間約２万件ということになっています。相談支援事業は、人々を様々なサービスや生活改善につなげる

うえでとても大事な窓口機能だと思います。どのような形でこれが動いているのかということがイメージできなかったのでお聞きしたいです。２万件であれば１日あたり約60件、事業所１か所あたり１日約10件の相談があるというような計算もできますが、その相談の形態として、例えば予約にて受付をしているのか、それとも飛び込みでの相談も対応しているのか、また継続して相談しているものも実績に含めているのかということもわからないところがありますので、教えていただきたいです。それから、その内容がどのようなものかということも気になっています。現行の障がい福祉計画を見ると、主な相談内容としては、各種障がいについての知識や具体的な対応方法の相談支援、制度の説明、サービスの提供事業所との連絡調整というような記載がありますが、これらについても１回で相談が終わるものもあれば、ケースワークという形で展開して進めていくものもあるように思われます。そのあたりの状況が、この文面だけではイメージできないので、どのような形でこの事業をされているのかという情報をいただけると嬉しいです。

小木曽委員：確かにこの文面だけではとてもわからないと思うので、委託を受けて相談支援事業を行っている立場でお話をさせていただきますと、障害者相談支援の事業というところでは、７か所で年間約２万件近い件数を受けております。例えば、今言われたとおり、飛び込みでいらっしゃる方もいれば、継続的にお話を聞くという方もいらっしゃいます。また、障がいのある方ご本人だけではなく、ご家族からの困りごとに関する相談や、事業所から支援の内容についてご本人との間に立って調整してほしいというものもあれば、転居を考えている方から転居先の市町村の事業所との調整を依頼するような場合もあります。それから、病院から患者さんの退院に関してご家族の理解を得られないがどうしたらよいかというもの、さらに最近では権利擁護について、就労先の方からご本人がこういうことを言われて納得できないということもあれば、逆にご本人が勤める会社側からのご相談があったり、成年後見制度における後見人との関係性などもあったりします。本当に様々な相談がありまして、ご本人だけではなくご家族、事業所、場合によっては関係機関、警察などからつながってくることもありますし、電話だけではなくメールで連絡がきたり、事業所によってはLINEを開設しているのでそちらから相談があったりと媒体も様々で、同じ方に関するケースでも、その関係者の方々もたくさんいらっしゃるので、その方から連絡をいただくこともあります。

舟橋委員：ありがとうございました。合わせてお聞きしますが、相談の中で困難だと思われるものにはどのようなものがありますか。

小木曽委員：ご本人が過ごしている環境に関して、障がいの特性が故になかなか理解が難しく問題が発生しているような状況がある場合に、もちろんご本人の思いについて受け止めはするものの、その状況をそのままご本人が抱えてしまうことによって周囲か

ら孤立してしまう恐れもあるため、その間の調整をしていくことが、ご本人からの相談に関して難しいと思うところではあります。また、事業所や関係機関からの相談に関しては、やはりそれぞれの方針や法律の規定、特性や状況に応じた考え方などがあると思うので、それぞれの調整をしていく部分が大変なように思います。

中尾会長：相談支援は非常に重要な部分で、具体的なサービスの給付や現金の給付以上にすごく重要なところになっています。小牧市全体として、相談支援体制についてどのように考えているか説明いただけますか。

事 務 局：小牧市の相談支援体制でございますが、先ほどのとおり市内７か所の相談支援事業所に委託させていただいております。また、市の委託以外にも、市と県からそれぞれ指定を受けた相談支援事業所がございまして、そういったところでも相談支援が実施されております。そういった市内の相談支援を取りまとめたり、リーダーシップを発揮して助言も行ったりするところとして、社会福祉協議会に基幹相談支援センターの委託をしております。こういった形で、相談の方は総合的に行っているところでございます。また、これは補足になりますが、昨今叫ばれている重層的な支援の必要性ということで、他にも、例えば高齢分野であれば地域包括支援センターが市内６地区に設置されておりますし、児童分野であれば子育て世代包括支援センターや保育園、学校などもございます。そういったところで相談を受け止め、そして関係機関につなぐというところで、小牧市の相談体制を構築しているところでございます。

（２）障害福祉サービス等の給付費見込量について

中尾会長：続きまして、議題２「障害福祉サービス等の給付費見込量について」事務局よりご説明をお願いいたします。

＜事務局説明＞

中尾会長：事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

鈴木委員：細かいところで、前回の会議でもお話があったと思いますが、放課後等デイサービスで、終了時間が早いために通えない方が多数いらっしゃるということがあるかと思います。利用の増加に伴って、終了時間の延長ができるような施設が増えるのか、それとも従来型のものが増えるのか、ということはかなり大きなことだと思います。結局、本来使わなければいけない方が利用できない状況があって、こちらで推奨しているわけではありませんが、結果として１人の方が複数利用されていることもあります。そうすると、どんどん施設が足りなくなるということもあるので、傾向が違うところをちゃんと整備して、学童ではなく終了時間が長い事業所などに行くことができるような体制を構築する、というような何らかの方向性があるとよいと思いながら拝見しましたが、どうでしょうか。

事 務 局：今おっしゃった事業所の終了時間のところは、いわゆる18歳の壁といいますか、放

課後等デイサービスの方だと親御さんが働いている時間も預かってもらえますが、それが18歳を超えて生活介護の利用に移った場合に、預かりが16時頃までになってしまうということに関するご意見でしょうか。

鈴木委員：それではなくて、施設の終了時間が17時で、17時にお仕事が終わる方は施設が使えなくなっています。年齢の制限の話ではなく、その施設の終了時間が何時かということが問題となっていて、使いたくても17時あるいは17時半まで仕事がある方の場合、放課後等デイサービスを使えないことが多々あります。たくさんそういったお話を伺っているので、私はせっかくこのように計画を立てていただくのであれば、新しく増える事業所さんは大変だと思いますが、終了時間が異なるところや方針が違うところを増やしていくという形があれば、より利用者が分散してよいのかなと思います。

事 務 局：今のお話しですと、先ほど申しました総量規制も関係しますが、放課後等デイサービスですと、それぞれの事業所さんが営業時間や支援内容等を決めて実施されているところですので、市の方から営業時間について何時から何時までというのは、正直なかなか申し上げにくいところではございます。ただ、市の方へそういったニーズがありますかというような問い合わせ等をいただいた時には、夕方や夜のニーズについてお伝えすることができるかと思います。今の鈴木委員のお話と、計画の見込量というところは直接結びつくものではないように思います。あくまでも今回の見込み量については、これまでの実績やアンケートのニーズを踏まえた上で、放課後等デイサービスについては、先ほど説明させていただきましたように国の全国平均に抑えた設定をしているとご理解をいただければと思います。

中尾会長：ありがとうございます。恐らく数値目標としてはそのようになるものの、使い勝手という点で、共働き世代が非常に多く、先ほどのあさひ学園の利用者の減少に関してもそうですが、今の若い世代の働き方やニーズに合っていないという部分をどう計画に組み込んでいくかというところだと思います。特にお母さん方が働いている家庭では、本来利用しなければならない方が終了時間の関係で利用できていないという実態が、鈴木委員が把握されている範囲では存在しています。17時に事業所が終了するというのは、フルタイムで働いている場合に利用することはできない時間で、パートタイム等でなければ難しいものですが、今はフルタイムで共働きをすることが普通のことになってきているので、そうしたニーズにどれだけ応えられるかというところは、数には反映できないところがありますが、今後中身をどうしていくかというところでご検討いただければと思います。

事 務 局：そういったお声があることを鈴木委員も感じられているというところで、こども事業所連絡会というものもございますので、そういった中でも現事業所の方にはお伝えをさせていただこうと思いますし、今後も相談等ございましたらお伝えさせてい

ただきます。

位田委員：今の件で、利用していた側として見聞きしていることですが、お母さん方が何時まで働くのでそれまで預かってくださいと言った時に、対応できないと断ってしまう事業所さんもあれば、送迎の時間を調整してその時間に送るようにしますと頑張ってくださっている事業所もあり、やはりそうやって頑張っているところに集中してしまうところもあるようです。ただ、そのような場合に引き受けるのは所長さんなどですが、現場の方々の中には結構お子さんがいながら働いている主婦の方が多いので、そうすると自分の子どものことは置いておいて、調整するために送迎車で時間を潰すようなことも起こっているので、そういった福祉事業者さんのボランティア精神に頼るのは、これからはもうやめてほしいと思いますし、そこを何かよい方法で埋めていただき、働くお母さんが預けることができる方法を構築していただきたいと思います。

中尾会長：働き方や家族のあり方が大きく変化をしており、それにどう対応していくかという部分を、どう盛り込めるかですが、なかなか数だけのところでは難しい部分があります。先ほどのあさひ学園についても、恐らく母子通園も母子通園なりのよさがあって、それが利用されないデメリットというものもあろうかと思います。それが利用できる方法、あるいはその共働き世代を支える仕組みを考える、前提を変えていく必要があるという点については、今は時代がかなり動いていると思いますので、私も同じように感じています。

田代アドバイザー：今までででお聞きしていて、この会議は「障がい福祉計画等策定委員会」ですが一般的に計画を作る時には、説明にもありました自立支援協議会に意見を聞くことが求められています。そもそも小牧市は、策定委員に同じ方や同機関から参加されている方が多いので、ここで聞くというスタイルなのか、先ほどおっしゃったように、例えばこの問題は自立支援協議会のこども連絡会にもう一度意見を聞く機会を改めて設ける、というような形なのか、そのあたりをお聞きしたいです。

事 務 局：自立支援協議会に諮るといいますか、今おっしゃったとおり、公募委員の方以外は皆様自立支援協議会の委員でいらっしゃいます。また、その方に加えて、私どもの課長が自立支援協議会の委員となっておりますので、基本的には自立支援協議会の会議には諮っておりませんが、委員の皆様が同じということで、実質的にこの場で自立支援協議会の方から意見をいただいたという形に見なすということで策定委員会として進めさせていただいております。そのうえで、こども連絡会に諮るかどうかというところですが、こども連絡会に諮ることは考えておりません。あくまでも自立支援協議会の下部の連絡会になりますので、皆様からのご意見、あとは先ほどの繰り返しで申し訳ないですが、これまでの実績、アンケート、こういったところから見込みを立てるというところです。

田代アドバイザー：ありがとうございます。そうすると、先ほどの資料の今の計画に対する実績値について、例えばこういう数字が出てきているが、実際はヘルパーさんが少ないから、本当はもっとニーズがあるのにこの実績値には反映できていない、または就労継続支援Ｂ型の状況はこうなっている。放課後等デイサービスの現状、鈴木委員がお話ししてくださったような現況など、そういったことをもう少し皆様から言っていただかないと、数字だけの計画になるのではないかと思いながら聞いていました。それで、放課後等デイサービスの問題も、見込量と確保策の考え方にあるところで、小牧市はどうかわかりませんが、隣の春日井市などでは、本当にその療育を必要としている障がいの重いお子さんが利用できない。ただ、その手帳をお持ちでない方が習い事や塾の代わりでどんどん使っている、という意見が出たりしています。それで、延長加算については、恐らく構造としては２時間ほど延長加算を取ることができますが、やるところとやらないところがあって、でも当然お母さんたちがフルタイムで働いていると、例えば18～19時ぐらいまで預かっていただかないととても利用できないというご意見もあります。ただ、先ほど事務局がおっしゃったように、大人を見据えていくと、生活介護などの方がもっと早く終わるんですよ。これを18歳の壁問題と呼ぶんですね。ここまでつながっていくと、じゃあ留守番できる子がどれぐらいいるのか。隙間を埋めるのは、今のお子さんの問題だけではなくて、大人になっても余計にそうなのだという構造上の問題を、国もそうですが、小牧市としてもどうするかというのは考えていただかないといけないので、そのあたりを数字に反映できるかどうかはわかりませんが、現況を見据えて計画に入れ込んでいただけるとよいかと思って聞いていたので、ちょうどご意見が白熱していたので、お話をさせていただきました。

位田委員：今の18歳の壁について、その隙間の時間をどう埋めるかということを素人ながらの感覚でいくと、日中一時支援の利用ということを思っています。実際にそれを利用してつないでいる方もいらっしゃるので、計画でも日中一時支援の見込量を多めにした方がよいのではないか、ただ日中一時支援をされている事業所さんの経営が苦しくなってしまわないかという心配もありますが、そのあたりについて色々とお話しできると嬉しいです。

事 務 局：生活介護の関係ですが、前回の令和６年度の報酬改定の時に、国が生活介護の延長加算を創設したかと思います。生活介護は１日あたりで報酬が設定されております。そういった中で、実際に各事業者さんが何時から何時まで営業されるか、職員の配置についてもそうですが、どのように設定されるかというところで、その設定以外の時間、要は延長する部分については延長加算として評価する、簡単に言うとそのような形になっています。それで、小牧市はそれまで生活介護と日中一時支援の同一日の利用ということを認めておりました。ただ、国からすると、両方とも国費の

負担があるという関係で恐らく議論がされていると思われることもあって、現状は日中一時支援と生活介護の同一日の利用はできる限り避けるように、というような形になっています。ですが、小牧市としては、現在必要な方には日中一時支援も生活介護と同日にご利用いただいている状況です。そういった中で、他市ではもう日中一時支援との同日利用は認めていない、というようなうわさも聞こえていますが、国が令和９年４月より新しい報酬を設定しますので、その中で国がどのような考えや報酬設定をしてくるのか、ということについて今は状況を見ていかなければいけないかと思います。ただ、直近の令和６年４月の報酬改定でそういった、いわゆる厳格化と言いますか、同日利用はなるべく避けるというような取り扱いになったものですから、おそらくそれが戻ることはないとは思います。それが引き続き今の状況のままとなるのか、完全に同日利用が禁止というふうになるのか、そういったところの状況も見ていかなければいけないかと思います。そういった課題があるということは認識しておりますので、国の状況を注視していきたいと考えております。

中尾会長：当事者へのアンケートを集計したものについて、前半にご報告いただきましたが、今回は量的な調査ではない、各事業所の中からいくつかピックアップした聞き取りはされていませんか。実施していないということであれば、今回実施されたアンケートは本日出されているものがすべてですね。今示されている当事者へのアンケートを踏まえて見込量を出すということになりますね。

森島委員：資料７の13ページの保育所等訪問支援のことで、見込量として利用児童数にかなりの人数が書かれていますが、それに関係して、資料６の３ページの「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の構築」の成果目標の事業所数については、基準値から変わっていないということに疑問があります。園の様子を見ておりますと、やはり特別な配慮が必要なお子さんが増えている現状で、事業所の方が園に出向いてくださって、お子さんを見て一緒に手立てを考えるなどという機会は、すごく気づきや学びをいただけるとても大切な場だと感じています。子どもの育ちを支えていく上で、療育と保育の両輪でやっていく大切な事業だと感じておりますので、この成果目標の事業所数が増えないのかという疑問がありましたのでお尋ねします。この保育所等訪問支援を利用できるのは、このサービス事業所の参入があった施設だけということになっていたかと思います。そうすると、この３か所の施設に通っているお子さんでなければ利用できない、というルールがあったかと思いますので、それならばなかなか利用したいと思った時に３事業所では利用がかなり難しいというところがあります。可能であれば事業所数が増えていくとありがたいという思いで質問させていただきました。

事 務 局：保育所等訪問支援の方につきまして、まず成果目標として記載している箇所数というのは、あくまでも小牧市内の事業所の目標です。市外の事業所の利用も可能だと

いう中で、市内の保育所等訪問支援の事業所ということだと、現状の見込みからすると引き続き３か所ということでこのように記載をさせていただきました。

位田委員：今お話があったように、該当する施設の利用者しかそのサービスが使えないということであれば、他の児童発達支援の事業所がこのサービスを増やすようにしていただけると、それぞれを利用している方々が満遍なくこのサービスを利用できるので、そのように事業展開していただけるように市から後押ししていただけると、今受けられない方々が受けられるようになるのではないかと思いますが、そういった働きかけは難しいでしょうか。

事 務 局：保育所等訪問支援は、平成24年度頃からの事業だったかと認識しておりますが、この10年ほどの中で、現在の市内事業所の利用は３か所という実績になります。今は手元に資料がありませんが、県内をみてもそれほど多くの事業所はなかったかと思います。保育所等訪問支援、保育園や学校などというところを訪問して、相談支援も含めて児童に対する様々な支援をしていくというところがございますので、やはり専門的な知識等が必要だと思いますし、そういったことがなかなか事業所が増えていないことの一因でもあるのではないかというように認識しております。ですので、小牧市内で今の実績からもっと右肩上がりにするということはなかなか難しいのではないかということで、現実的な数値として３事業所ということにさせていただきました。

中尾会長：もし可能であれば、何か同等の役割を持たせられるような仕組み、各保育所の方たちが少しでも知識を高められるような何らかの研修の仕組みなど、他のことで代替できることがあれば、そういうものを入れていくことを何か考えられないかということはお聞きしていて思いました。実際に数を増やす以外のことで、ニーズはあるということですので、何か考えられればと思いました。

小木曽委員：相談員として現場にいる中での感覚でいうと、例えば研修会というところでは、愛知県の療育支援事業というものがありまして、このあたりであれば江南市の方で研修を行っているところがあるものの、実際に保育士さんがそこに出向けるかというと、午後の一番忙しい時間に行われる研修会なので、感覚的には難しいと思われるという現状があります。また、保育所等訪問支援も、実施できる保育士の要件として実務５年以上などといった色々な決まりがある中で、放課後等デイサービスが乱立しているという状況でそういう職員がまずいるかどうか、いるとしても自分たちの運営の方が大切になるので、現状的としてはそういう方は児童発達支援管理者、児発管になられるとなると、そこで保育所等訪問支援を兼務でできるかという話になってくると、そこまで余力がないというのが現状としてあるかと思います。

野垣委員：先ほどの生活介護と日中一時支援の同日利用がこの先難しくなるという話の中で、現場としての声と言いますか、せっかくアドバイザーの方からもお話しいただきま

したので、うちの生活介護を利用していただいた後に、実際に日中一時支援を利用して、親御さんのお迎えの時間までご利用いただくという方はすでにいらっしゃいまして、現状はお認めいただいているものですからそのようにさせていただいています。生活介護の延長加算というのもありますが、現在生活介護は利用した時間によって報酬が決まるということになっております。やはり一人ひとり利用したい時間というのはそれぞれのご家庭の事情も含めてある、というところを計画の中に盛り込んで、お一人ずつ利用時間を変えられないだろうか、などということを検討してみたこともありますが、やはり人手不足も含めて、職員たちが従事する勤務時間の調整や送迎するドライバーの確保などといったところを考えていくと、なかなか現状では制度に合わせた形で現場が動いていくことは難しいという感覚が、私どもの事業所としてはあります。見込量の中の、地域生活支援事業の任意事業として挙げられている日中一時支援事業については、そういった条件がある中で、令和11年度までずっと見込量が伸びていくことになっていますが、そのための確保策の考え方がありましたらお聞きしたいと思います。

事 務 局：日中一時支援につきましては、市に申請していただいて実施しておりますが、現実として、事業所さんから今年度も新規の申請がございます。実態としては小牧市から何か働きかけをしているということではなくて、いわゆる需要と供給の中で事業所さんの方から新規申請があるという状況かと思います。今後もニーズがあると思われますので、その人数を見込むとともに、事業所さんからも新しく申請があると考えられるので、その中で確保されていくのではないかと思います。１点補足で、保育所等訪問支援の県内の事業所数でございますが、今手元にある資料を見る限りでは、おおよそ190か所ほど県内にございます。ただ、やはり放課後等デイサービスや児童発達支援に比べると事業所数は圧倒的に少ないかと思いますので、そういったところで小牧市では３か所というように見込ませていただきました。

中尾会長：ありがとうございます。時間が迫っておりますが、先ほどお話があったように、この会議のメンバーの多くは自立支援協議会と重なっていて、自立支援協議会にいらっしゃらないのは公募委員のお２人ですが、よろしければせっかくご参加いただいているので、公募委員の方からも何か感想などをよろしければいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

松浦委員：１点わからないところがありまして、「のぞまないセルフプランの解消」と書かれていますが、これは何でしょうか。

事 務 局：今回、特に本日は専門用語ばかり出てきていて、なるべく噛み砕いた説明をとは思っておりますが、難しい用語が多く申し訳ございません。その中で、今ご質問いただいた「のぞまないセルフプラン」というものですが、まず、障害福祉サービス等をご利用いただく場合には、相談支援の相談員の方に利用計画というものを立てて

いただく必要があります。この利用計画というのは、例えば今のご本人やご家族の状況、今後どのように生活をしていきたいかなどを相談員の方が聞いて、相談員がその方にあった形で作成する計画のことを利用計画、プランといいます。ただ、必ず相談員の方で立てるというわけではなくて、希望する方はご本人やご家族の方がご自分のプランを立てることができるということになっております。こういった制度の中で、実際には相談員の方に立ててもらいたいが、何らかの事由で相談員の方に立ててもらえないということで、結果としてのぞまない状態でセルフプラン、自分でプランを立てる状態になっている、こういうことをいわゆる「のぞまないセルフプラン」と呼んでいます。こちらについては、先ほど冒頭に説明させていただいたとおり、小牧市としては現在セルフプランを用いてサービスを利用されている方は、ご自身で望んでセルフプランを作成してサービスを利用されていると考えておりますが、今回計画に新規に盛り込むように、ということを国からも示されておりますので、今後セルフプランを立てていらっしゃる方に対して調査をさせていただいて、セルフプランの現状を把握したうえでのぞまないセルフプランに関する目標を設定したいと考えております。

舟橋委員：先ほど鈴木委員も指摘されたことですが、様々なサービスがありながら、利用したいけれども利用できない。例えば働いていることで、就労時間の関係で終了時間に間に合わないから利用できない。そういう方々はきっと世の中にたくさんいらっしゃると思いますし、また、現在の人口減少や核家族化という傾向の中で、サービスの必要性は感じていても利用できないという方々を何とか制度に結びつける工夫はないのか。例えば障がい者の制度だけではなく、別の制度を組み合わせてそういう条件をつくることはできないか、などといったアイデアが飛び出すとよいのではないかと思います。実際にそういう方法は難しいのかもしれませんが、そのようなことを感じました。

中尾会長：なかなか本当に専門用語が飛び交う、そして特に公募委員の方は緊張する場面ですが、本来であればこの計画も一般の方に見ていただきたい、障がいはいつ何時自分が当事者になるかわからない、これから障がいを持つことになる可能性は誰もが秘めているという状態なので、その時にどのように自分がそれまでのように生きていくことができるか、という点では非常に重要なところなので、本当に一般の方が目にしてわかりやすいものということはすごく重要なところで、その点でご意見いただけたように感じました。また次回の委員会もありますので、また中身を読み込んでいただいて、ぜひ次回にご意見をいただければと思います。

3　その他

中尾会長：それでは「3　その他」に移ります。事務局から何かありますでしょうか。

事 務 局：第３回策定委員会ですが、11月16日（月）の14時から16時、場所は本日と同じく小牧市役所東庁舎５階の大会議室を予定しております。開催通知につきましては会議が近づきましたら改めて送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中尾会長：ありがとうございます。予定していた議題はすべて終了しました。皆様におかれましては円滑な進行にご協力いただき、また非常に活発にご質問やご意見を出していただきありがとうございました。それでは進行を事務局へお返しいたします。

事 務 局：本日は、長時間にわたりご協力を賜りありがとうございました。それでは、本日は以上をもちまして終了とさせていただきます。誠にありがとうございました。

以　　上